

広陵町まちづくり協議会設立準備会補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、広陵町自治基本条例（令和3年5月広陵町条例第1号。以下「条例」という。）に規定するまちづくり協議会（以下「協議会」という。）を設立するに当たり組織される団体の運営に要する費用の一部を補助するため、広陵町まちづくり協議会設立準備会補助金（以下「補助金」という。）を予算の範囲内において交付することについて、広陵町補助金交付規則（平成13年6月広陵町規則第3号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象団体)

第2条 補助金の交付の対象となる団体は、まちづくり協議会設立準備会（条例第16条及び第17条に規定される協議会の趣旨に沿った団体を設立するために組織された団体をいう。以下「準備会」という。）とする。

2 準備会は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 概ね小学校区程度の大きさを想定し、その区域が他の協議会の区域と重複しないこと。
- (2) 前号に規定する区域内において、協議会の設立に対する機運が高く、その実現性が高いこと。
- (3) その区域の町民及び区・自治会等の基礎的コミュニティ並びにその他の団体で構成されていること。
- (4) 宗教的活動又は政治的活動を行っていないこと。
- (5) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は代表者若しくは役員等が同法第2条第6号に規定する暴力団員若しくはその構成員の統制下にある団体その他反社会的活動を行うおそれのある団体でないこと。

(補助対象経費)

第3条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、第5条第1項の申請書の提出があった日の属する年度における経費であって、次に掲げるものとする。

(1) 事業を行うために必要な実費（材料費、印刷費、消耗品費、報償費、通信運搬費及び会議関係費等をいう。）

(2) 協議会の設立に向けた調査・研究に要する経費

(3) その他事業を行うために町長が必要と認める経費

2 次に掲げる経費は、補助対象経費としない。

(1) 家賃、地代等、団体の経常的な維持又は運営に要する経費

(2) 事業の遂行に必要と認められない食糧費（ただし、会議開催時の茶菓を除く。）

(3) 協議会の設立を目的とした活動に直接関係のない経費

(4) その他町長が適当でないと認める経費

(補助金の額及び交付回数)

第4条 補助金の額及び限度額は、補助対象経費の10分の10とし、40万円を上限とする。

2 この要綱の規定による補助金の交付は、同一団体につき1回を限度とする。

(補助申請)

第5条 補助を受けようとする団体は、広陵町まちづくり協議会設立準備会補助金交付申請書（第1号様式）により、町長に申請しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 事業計画書（第2号様式）

(2) 事業収支予算書（第3号様式）

(3) 規約及び会則

(4) 構成員及び役員の名簿

(5) その他町長が必要と認める書類

(審査及び決定)

第6条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めたものについて交付金額を決定し、広陵町まちづくり協議会設立準備会補助金交付決定通知書(第4号様式)により、当該申請をした団体に通知するものとする。

2 町長は、交付金の交付の目的を達成するために必要な指示又は条件を付すことができる。

3 町長は、第1項の交付決定を行ったときは、その内容について公表するものとする。

(事業変更申請)

第7条 前条の交付決定を受けた団体(以下「交付決定団体」という。)は、交付の対象となる事業(以下「交付対象事業」という。)が次の各号のいずれかに該当する場合には、広陵町まちづくり協議会設立準備会補助金事業計画変更(中止・廃止)承認申請書(第5号様式)を提出し、町長の承認を受けなければならない。ただし、第1号に掲げる事項のうち、軽微なものについてはこの限りでない。

(1) 交付対象事業の内容を変更しようとするとき。

(2) 交付対象事業を中止又は廃止しようとするとき。

(完了報告)

第8条 交付決定団体は、交付対象事業が完了したときは、速やかに広陵町まちづくり協議会設立準備会補助金完了報告書(第6号様式)により、町長に報告しなければならない。

2 前項の報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 広陵町まちづくり協議会設立準備会補助金事業報告書(第7号様式)

(2) 広陵町まちづくり協議会設立準備会補助金事業収支決算書(第8号様式)

(3) 交付対象事業の実施に要した経費に係る領収書等の写し

(4) その他町長が必要と認める書類

(補助金の交付)

第9条 町長は、交付決定団体から前条第1項の規定による完了報告があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の額を確定し、広陵町まちづくり協議会設立準備会補助金確定通知書(第9号様式)により通知するものとする。

2 町長は、前項の規定にかかわらず、交付対象事業の円滑な遂行のため必要と認めるときは、交付決定額の範囲内において、概算払により補助金を交付することができる。

(補助金の請求)

第10条 交付決定団体は、補助金の交付を受けようとするときは、広陵町まちづくり協議会設立準備会補助金交付請求書(第10号様式)により町長に請求しなければならない。

2 交付決定団体は、前条第2項の規定により補助金の概算払の交付を受けようとするときは、広陵町まちづくり協議会設立準備会補助金概算払請求書(第11号様式)により町長に請求しなければならない。

(補助金の返還)

第11条 交付決定団体は、補助金の確定により受けるべき補助金の額を超える補助金を既に交付されているとき、又は第7条に規定する事業の変更を行うときは、その差額を返還しなければならない。

(交付決定の取消し)

第12条 町長は、交付決定団体が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定額の全部又はその一部を取り消すことができる。

- (1) 偽り、その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を交付対象事業以外の用途に使用したとき。
- (3) その他、規則又はこの要綱の規定に違反したとき。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が定める。

附 則

この要綱は、令和3年6月1日から施行する。